

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省）

制 度 名	寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充 (①適用下限額の引き下げ ②年末調整対象化)				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>寄附金控除について、5千円の適用下限額を2千円に引き下げるとともに、控除に係る手続を年末調整の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="948 875 1476 1032"> <tr> <td data-bbox="948 875 1163 1032">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1166 875 1476 1032">▲296 百万円 (▲11,469 百万円)</td> </tr> </table>			減収見込額 (平年度)	▲296 百万円 (▲11,469 百万円)
減収見込額 (平年度)	▲296 百万円 (▲11,469 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>寄附金控除の拡充（適用下限額の引き下げ及び控除手続きの簡素化）により、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術に係る公益的な活動を行う各機関・団体に対する寄附を促進し、活動を活性化することにより、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の振興を図る。例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校法人等の学校の設置者（以下「学校法人等」という。）については、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。</li> <li>② スポーツ関係の事業を行う独立行政法人及び特定公益増進法人（以下「スポーツ法人」という。）については、寄附の促進によりその財政基盤の強化を図り、スポーツ活動を活性化させる。</li> <li>③ 文化芸術関係の事業を行う独立行政法人及び特定公益増進法人（以下「文化芸術法人」という。）については、寄附の促進により、その財政基盤の強化を図り、文化芸術活動を活性化させる。</li> </ol> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>寄附金控除を拡充することにより、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の各分野における公益的な活動を促進していくことは、国としての重要な責務である。施策の必要性について、具体例は以下のとおり。</p> <p>【学校法人等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人材養成の場であるとともに知の拠点である大学等は、知的基盤社会の活力を生み出す根源であり、大学等の教育研究活動等の推進は、わが国の将来の発展につながるものである。また、これからの大学等は産学連携や社会人の再教育等を通じ社会への貢献を果たしていくことが求められている。このような中、活動の充実のために、寄附を増加させていく必要があり、個人から学校法人等への寄附を促進するための寄附税制を拡充する必要がある。</li> </ol>				

- ② また、学校法人等については、近年の少子化等の影響により、経営環境の厳しさが増しており、安定した大学等の運営を行うために、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることにより、財政基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

#### 【スポーツ法人】

- ① 世界共通の人類の文化の一つである、スポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現することが求められている。スポーツの振興を図る上で、スポーツ法人が主体的かつ安定的に自主的な活動を行うことが重要であり、そのために寄附税制を更に充実させる必要がある。
- ② 財政基盤の強化のためには、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることが重要であり、スポーツ法人への寄附を行いやすい環境を整えるとともに、寄附を行う機運を高めるために、寄附税制を更に充実させる必要がある。

#### 【文化芸術法人】

- ① 文化芸術は、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現するだけでなく、社会全体を活性化する上で大きな役割を果たしうるものであり、その振興が求められている。文化芸術の振興を図る上で、文化芸術法人の主体的な活動が重要な役割を担っており、その活動をさらに活性化させる上で、財政基盤の強化が求められている。
- ② 財政基盤の強化のためには、寄附金収入等の多様な財源の確保を図ることが重要であり、文化芸術法人への寄附を行いやすい環境を整えるとともに、寄附を行う気運を高めるために、寄附税制を更に充実させる必要がある。

#### (3) 要望の措置の妥当性

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の各分野における公益的な活動を促進していくため、寄附金控除を拡充することは、以下の理由により妥当である。

- ① 寄附に係る税制上の優遇措置は、国・地方公共団体及び公益を目的とする事業を営む法人のうち、教育若しくは科学の振興や文化の向上など、公益の増進に著しく寄与する法人についてのみ認められるものであり、例えば、教育研究や文化芸術の振興に大きな役割を果たしている大学等、スポーツ法人や文化芸術法人はその範疇に含まれること。
- ② 学校法人等、スポーツ法人及び文化芸術法人に対する寄附を含め、そもそも寄附は寄附者の自主的・自発的な善意に基づくものであり、反対給付もないことから、その拡充のためには、寄附者が寄附しやすい環境整備を進める必要があるとあり、税制上の優遇措置の拡充が寄附の呼び水となりえること。

		<p>③ 適用下限額の引き下げにより少額の寄附でも控除対象となることから、より多くの国民の寄附に向けた意識や意欲が高まる。さらに、控除手続を年末調整の対象とすることにより、寄附者にとって現行の確定申告に比べて手間が省け簡便な手続となることから、寄附しやすい環境が整備される。</p> <p>④ 政府税制調査会基礎問題小委員会報告書（平成17年6月）においても、寄附金控除の控除限度額の拡充等について検討を行うべきとされていること。</p> <p>⑤ 教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）では、「企業や個人等から寄附金、共同研究費等の民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める。」等とされていること。</p>
<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興      施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上      政策目標6 私学の振興      施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興      政策目標11 スポーツの振興      施策目標11-1 子どもの体力の向上      施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現      施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上      政策目標12 文化による心豊かな社会の実現      施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>教育、文化、スポーツ、科学技術・学術といった公益事業の振興を図る。具体例は以下の通り。  <b>【学校法人等】</b>      学校法人等については、寄附金収入等財源の多様化を促進しその経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。  <b>【スポーツ法人】</b>      スポーツ法人については、その財政基盤の強化を図り、スポーツ活動の一層の活性化を図る。  <b>【文化芸術法人】</b>      文化芸術法人については、その財政基盤の強化を図り、文化芸術活動の一層の活性化を図る。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>法人税法第37条（指定寄附金、特定公益増進法人）</p>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の振興を図るため、私学助成や芸術創造活動の活性化支援等を予算措置</p>										
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置と寄附金控除の拡充による寄附金収入の増加とが相まって、各法人の経営の安定化が図られ、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術といった公益事業の活性化が図られる。</p>										
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>学校法人等、スポーツ法人及び文化芸術法人の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済・雇用情勢も踏まえ、より一層の環境整備が必要とされている。</p>										
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>文部科学省調べによる学校法人に対する個人からの寄附実績は以下の通り。（現物寄附、入学時寄附金を含む。）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <p>（文部科学大臣所轄学校法人に対する個人からの寄附実績）</p> <table border="1" data-bbox="499 907 1453 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>38,049</td> <td>32,825</td> <td>330,40</td> <td>33,033</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	合計	38,049	32,825	330,40	33,033
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度							
	合計	38,049	32,825	330,40	33,033							
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>全体的な傾向として、寄附額は横ばいであり、学校法人等の経営基盤のさらなる強化のため、学校法人等が一層寄附を受けられるよう寄附税制の拡充が必要である。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>【学校法人等】 学校法人等については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。</p> <p>【スポーツ法人】 スポーツ法人については、その財政基盤の強化を図り、スポーツ活動の一層の活性化を図る。</p> <p>【文化芸術法人】 文化芸術法人については、その財政基盤の強化を図り、文化芸術活動の一層の活性化を図る。</p>											
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 19 年度の実績では、学校法人等に対する寄附額は増えているが、適用下限額をさらに引き上げるべきとの要望が寄附者や学校法人等からあり、また、学校法人等のさらなる財政基盤強化の観点からも寄附税制を拡充する必要がある。</p>											

これまでの  
要望経緯

【学校法人等】

昭和56年度、昭和60年度～63年度、平成元年度、  
平成12～16年度、平成18・19・20年度・21年度

【スポーツ法人】

平成18・19・20年度・21年度

【文化芸術法人】

平成18・19・20年度・21年度